（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の特例）

第四条　平成二十六年三月三十日までの間、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十二号）第四条第一項中「その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）、為替換算調整勘定」とあるのは「為替換算調整勘定」と、同告示第十三条第一項中「及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。）の合計額」とあるのは「の額」とする。

（銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の特例）

第五条　平成二十六年三月三十日までの間、平成十年金融監督庁大蔵省告示第三十一号（銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件）第二条第一項中「自己資本比率告示第四十条」とあるのは「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号）第一条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第四十条」とする。

（銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の特例）

第六条　平成二十六年三月三十日までの間、平成十年金融監督庁大蔵省告示第三十三号（銀行法施行規則第十四条の五第四項及び第三十四条の十五第五項の規定に基づき銀行法第十四条の二第二号及び第五十二条の二十五に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件）第二条第一項中「自己資本比率告示第二十八条又は連結自己資本比率告示第十七条」とあるのは「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号。以下この項及び次項において「特例告示」という。）第一条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第二十八条又は特例告示第二条の規定により読み替えて適用する連結自己資本比率告示第十七条」と、同条第二項中「自己資本比率告示第四十条」とあるのは「特例告示第一条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第四十条」とする。

（信用金庫法施行規則第百十五条第二項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の特例）

第七条　平成二十六年三月三十日までの間、平成十年金融監督庁大蔵省告示第三十七号（信用金庫法施行規則第百十五条第二項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件）第一条中「自己資本比率告示第十三条」とあるのは「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号）第三条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第十三条」とする。

（信用金庫法施行規則第百十八条第四項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の特例）

第八条　平成二十六年三月三十日までの間、平成十年金融監督庁大蔵省告示第三十九号（信用金庫法施行規則第百十八条第四項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件）第一条第一項中「自己資本比率告示第四条」とあるのは「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号。次項において「特例告示」という。）第三条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第四条」と、同条第二項中「自己資本比率告示第十三条」とあるのは「特例告示第三条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第十三条」とする。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十二条第二項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の特例）

第九条　平成二十六年三月三十日までの間、平成十年金融監督庁大蔵省告示第四十号（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十二条第二項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件）中「、基本的項目の額（」とあるのは「、基本的項目の額（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号）第四条の規定により読み替えて適用する」とする。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第四項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の特例）

第十条　平成二十六年三月三十日までの間、平成十年金融監督庁大蔵省告示第四十二号（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第四項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件）第一項中「、基本的項目の額（」とあるのは「、基本的項目の額（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の特例（平成二十四年金融庁告示第五十六号。次項において「特例告示」という。）第四条の規定により読み替えて適用する」と、同告示第二項中「自己資本比率告示第十三条」とあるのは「特例告示第四条の規定により読み替えて適用する自己資本比率告示第十三条」とする。